

財源として税を導入するとした場合の考え方の前提【租税の基礎理論】

1 税の意義

(1) 租税の機能

租税の本来の目的は、公共サービスの資金を得ること（財源調達的手段）
その他に期待されている機能

① 再分配機能

所得税や相続税の累進税率は、富の再分配を目的とするもの

② 景気調整機能

景気の変動に対して、有効・適切な対策を講ずべき

（参考）環境税…受益者負担金の性格、政策実現のための税

(2) 税以外の手法との比較

政府税制調査会での中間報告の考え方の概要（昭和45年11月）

原則的な負担の方式	負担の性格
料金又は手数料	排他原則が完全に働く公共サービスの対価たる性格を有する負担
負担金制度	受益者の範囲が特定の集団に限定されており、その集団に属する個々の者ごとに受益又はもたらしている外部不経済の程度がかなり明確に評価しうる場合
租税	受益者の範囲がかなり広範囲にわたり、しかも受益の程度が個別的に評価しがたいため、その受益の限度を所得、財産、消費等の外形的基準により近似的に評価して、これに応じて負担を求めることが適当であると認められる場合

※ 過料…比較的軽微な行政法上の義務違反に対して、簡易な制裁手段として科するもの

2 租税法律主義

(1) 根拠法

憲法84条

「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」

(2) 課税要件法定主義

誰が、どのような租税について、どのような基礎に基づき、どれだけの税額を負担するかを定める課税要件については、必ず法律をもって定めなければならない。

(3) 課税要件明確主義

課税要件に関する定めは、漠然としたものであってはならず、明確なものでなければならない。

3 税の3原則「公平・中立・簡素」

(1) 公平

ア 垂直的公平

担税力のある人により大きな負担を求める

※ 担税力…各人の経済的な負担能力。所得，財産，消費の大きさによって測られる。

イ 水平的公平

担税力が同等の人に等しい負担を求める

(2) 中立

税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めない

(3) 簡素

税制の仕組みをできるだけ簡素にし，理解しやすいものにする

4 地方税の原則

地方税については，以下の2つの性質を有する税制が望ましいとされている。

(1) 負担分任性

地方自治体の構成員が広くその共通の費用の負担を相互に分ち合うべきである。

(2) 応益性

地方自治体の行政サービスの受益に応じて負担をすべきである。

5 地方自治体における課税自主権の活用の方法

(1) 法定外税

地方税法で定められている税目（法定税）以外に，地方団体の条例によって税目を新設できる。

(2) 超過課税

標準税率（通常よるべき税率）とされている税目について，その税率と異なる税率を，地方団体の条例によって設定できる。

一部税目については上限となる「制限税率」が法定されている。

6 法定外税を検討する場合に当たっての論点

上記の租税原則や、かつての法定外普通税の許可要件のひとつであった「当該市町村（道府県）にその税収入を確保できる税源があること」（改正前地方税法第671条1項，第261条1項）において一般的に考えられていたことを参考に，以下の点が論点となると考えている。

論点1 政策目的の達成の手段として，正当な課税といえるか。

○ 税は財源調達的手段

納税者の経済活動に影響を与えることを期待して，新たに税を課し又は軽減することも可能であるが，政策目的，税収の使途，納税者の選定，負担の程度，効果等について合理性が説明できなければ，市民の理解が得られない。

論点2 課税客体を明確に定義し公平な課税ができるか。

○ 課税要件明確主義

恣意的運用が行われないう，また，市民にとって予見性が確保されるよう，課税要件等は法令等で一義的かつ明確に定めなければならない。

○ 租税公平主義

租税負担は公平に配分されなければならない。

また，法令等で課税要件を定めた場合は，等しく適用されなければならない。

論点3 課税客体の担税力をどのように評価するか。

○ 担税力に応じた課税

既存の税目においては，所得（所得税，住民税など）や資産（固定資産税，相続税など），消費（消費税など）に担税力を見出している。

論点4 政策目的を達成するための財源が確保できるか。徴税費が割高とならないか。

税が財源調達的手段である以上，最低限の税収が確保できるものでなければならない。

税収がある程度見込めるものであっても，徴税に多額の費用がかかり，徴税費に比較して税収が僅少である場合は，適当とは言えないと思われる。

論点5 その性質からみて，むしろ税以外の手段（負担金，手数料，過料）により負担を課すべきものではないか。

特定の事業により特に利益を受ける者から，受益の限度で事業経費の負担を求めるのであれば，負担金や手数料の方がふさわしい。

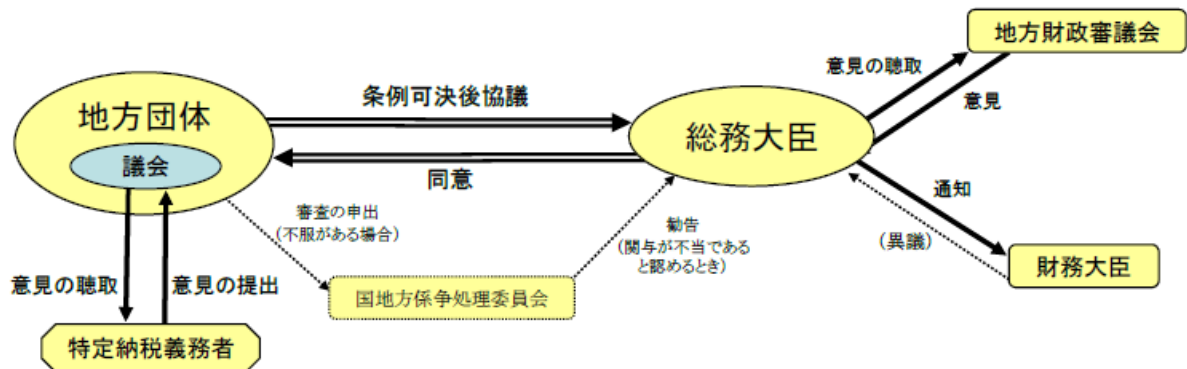
税は財源調達的手段であって，制裁的手段ではない。制裁として負担を求めるのであれば，過料の方がふさわしい。

論点6 法定税目の内容又は趣旨からみて不適切なものではないか。

現行の税制は精緻に組み立てられており，法定税が主要な税源をほぼ網羅している。こうした中，法定税目との二重課税となったり，法定税目の制度趣旨を逸脱するような税制を構築することは，違法となるおそれが高い。

7 法定外税導入に当たっての手続

(1) 手続



(2) 地方税法における国の不同意要件（地方税法第671条及び第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること
- ③ 国の経済施策に照らして適当でないこと

※ なお、地方税法において、課税標準の合計が全体の10分の1を継続的に超えると見込まれる者がある場合は、議会においてその者の意見を聴くものとしてされている。（地方税法第669条第2項）

⇒ 不同意となったものとして、横浜市勝馬投票券発売税（「国の経済政策に照らし適当でない」に該当）がある。

8 租税体系…国税及び地方税

国・地方の別		種類	税目
地方税	道府県税	普通税	道府県民税（個人，法人），事業税，地方消費税，不動産取得税，道府県たばこ税，ゴルフ場利用税，自動車取得税，軽油引取税，自動車税，鉦区税，道府県法定外税，固定資産税（特例分）
		目的税	狩猟税，水利地益税，道府県法定外目的税
	市町村税	普通税	市町村民税（個人，法人），固定資産税，軽自動車税，市町村たばこ税，鉦産税，特別土地保有税，市町村法定外普通税
		目的税	入湯税，事業所税，都市計画税，水利地益税，共同施設税，宅地開発税，国民健康保険税，市町村法定外目的税
国税		普通税	所得税，法人税，相続税，贈与税，地価税，消費税，酒税，たばこ税，たばこ特別税，揮発油税，石油ガス税，航空機燃料税，石油石炭税，自動車重量税，関税，とん税，印紙税，登録免許税，地方揮発油税，地方法人特別税，地方法人税，特別とん税
		目的税	電源開発促進税，復興特別所得税

（注）普通税：その収入の用途を特定せず，一般経費に充てるために課される税

目的税：特定の費用に充てるために課される税